

監査公表第8号（令和5年6月23日、県公報第408号登載）

教育委員会出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和4年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和5年2月13日4監総第648号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月23日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

福岡県監査委員 塩 川 正 一 様
同 世 利 洋 介 様
同 森 行 一 様
福岡県監査委員職務執行者 大 島 道 人 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	特別支援教育就学奨励費の通学費について、隣接するこども療育センター新光園への入所状況や放課後デイサービスの利用の有無を確認して支給すべきところ、その確認を怠り、支給が過大、過小となっていた。	<ul style="list-style-type: none">・支給過大、過小分については、返納、追給を行った。・事務長は、会議を開催し、事務職員に対して、今回の事例について周知を行い、適正に事務を行うよう指導するとともに、チェック体制の強化を図ることとした。・生徒の通学実態を適切に把握するため、教職員から事務担当への報告の徹底、及び所属内での情報の共有化を図ることとした。・所属長は、上記取組が確実に行われているか確認する。・教育委員会は、特別支援教育就学奨励費事務担当者説明会で、本事例を取り上げ、改めて通学実態がない場合は通学費を支給できないことを周知するとともに、事務処理手引きをより分かり易いものに改訂することとした。・また、再発防止のため、全所属に対し、適正な事務処理を徹底させるための通知文を発出した。